# 茨城県の最低賃金

-地域別最低賃金が3円引き上げられました-

#### 1 地域別最低賃金

件	名	最低賃金額時間額(円)	効力発生年月日		
茨城県	最低賃金	6 5 1	平成17.10.1		



#### **ROMERCH RESIDENCE PROPERTY OF S**

#### 2 産業別最低賃金

		件		名				最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
鉄			鋼				業	7 5 2	平成17.12.31
_	般 機	械	器	具	製	造	業	7 4 2	平成17.12.31
電 気 機 械 器 具 、 情 報 通 信 機 械 器 具 電子部品・デバイス、精密機械器具製造業								7 3 9	平成17.12.31
各	種	商	品	小	5	売	業	7 1 4	平成17.12.31

### 【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最賃が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池) 製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製 造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件 名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一 般 機 械 器 具 製 造 業 (繊 維 機 械 製 造 業 を 除 く)	5,805	7 2 6	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	7 2 3	平成11.12.31

## 最低賃金に次の賃金は含みません。

- ・精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外労働・休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金 仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と 同額の定めをしたものとみなされます。